様式１１（標欠医療機関検査表）作成要領

１　開設者の欄は、法人については法人名を記載すること。

２　病院種別については、立入検査の施設表により記載すること。

３　前年度の検査結果については、検査前に前年度の結果より記載しておくこと。

４　入院患者数、外来患者数は、施設表により記入すること。

５　「医療従事者の確保の困難な理由」は、①標準数に関する理由、②社会的な理由、③経済的な理由、④その他の理由に整理して聴取すること。

　　なお、医師の確保については、①地域性、②病院の規模、③病院の種別などの事情により困難度が相違するのでその点を留意して聴取すること。看護師等の確保については、勤務体制、給与等処遇の問題によるところが大きいと思われるのでこれらの事情も参考に聴取すること。

　① 「標準数に関する理由」としては、病院としての必要性との関係で医療法の標準自体に無理があると主張する場合などが考えられるが、その論拠と、必要と思われる数との関係での充足率を聴取すること。

　なお、今回は医師・看護師双方が８０％以下又はいずれか６０％以下と著しく下回っている病院が対象であることを踏まえて対応すること。

② 「社会的理由」としては、地域的な事情、大学医局との関係、看護学校との関係、特定診療科の困難性、地域の病院間の看護師確保競争などが考えられるが、単にそれだけでなくその内容を具体的に聴取すること。

③　「経済的な理由」としては、確保には著しく高給が必要であり病院の運営が困難になるなど考えられるが、単にそれだけでなく、病院の経理概況や医師などを確保する場合の地域の給与額など具体的に聴取すること。

６　「医師・看護師(看護要員)の充足率が前年度と比較して低下している場合その理由」は、単に退職したというだけでなく、その理由の受け止め方なども聴取すること。

７　「前年度以降、具体的に改善のために実施した内容」は、何時、どんな方法で、どのような条件で、などを聴取すること。（看護師については、看護師等確保推進者を配置し改善を図っていること。）

８　「充足のための計画と今後の充足の見通し」は、依頼先の感触などを具体的に聴取すること。

９　「充足できない場合の対応策」は、医療従事者の人員に見合った患者数にする等の指導を行い、それに対する意見を求めること。

10　「診療報酬の請求に当たって入院基本料を減額しているか」に対し、「把握していない」などと答えた場合は、管理上の問題であることを指摘し、請求事務担当者に確認してもらうこと。

11　「減額していない場合の対応」については、質問の際に、保険医療機関指導担当機関の指導に従うよう説明すること。

　　なお、医師又は歯科医師の人員が医療法に定める従事者の標準数を著しく下回る医療機関は、入院基本料を次のとおり減額して請求する事とされている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 医師若しくは歯科医師 | |
| ７０／１００以下 | ５０／１００以下 |
| 過疎地域等以外 | ９０／１００ | ８５／１００ |
| 過疎地域等 | ９８／１００ | ９７／１００ |

　　さらに、上記減額に該当している病院については、入院時食事療養（Ⅰ）及び特定入院料の届出を受理せず、また、医師又は歯科医師の確保に関する具体的な計画が定められているものを除き、既に受理されている入院基本料に係る届出又は変更の届出並びに入院時食事療養（Ⅰ）及び特定入院料の届出又は変更の届出は無効とすることとされている。

様式１２（標欠医療機関検査表（再検査の結果））作成要領

１　病院種別と病床数は、前回検査以降において変更している場合のみ記入すること。

２　結果の評価のうち、「改善されたが８０％以下」は、一方の充足率に変化がない場合及び低下した場合を含むこと。「前回より悪くなった」は、一方の充足率に変化がない場合を含むこと。

３　その他の措置について該当する場合は、別紙により減床に係る届出書（変更許可証）、病院報告の写しなどを資料として添付すること。